

お茶の水女子大学学報

昭和 59 年 3 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

学 内 規 程	1
人 事	4
諸 報	6
海外渡航	6
健康診断	6
レクリエーション行事	6
訃 報	6
新 任 者 住 所	6
職 員 の 住 所 変 更	6
職 員 の 住 居 表 示 変 更	7
日 誌 (抄)	7

学 内 規 程

〇お茶の水女子大学財形年金貯蓄関係事務取扱要領を次のように定める。

昭和59年1月28日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学財形年金貯蓄関係事務取扱要領 (趣旨)

第1 お茶の水女子大学職員の財形年金貯蓄の事務の取扱いについては勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。)その他の法令又はこれらに基づく特別の定めによるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 財形貯蓄 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約(以下「財形貯蓄契約」という。)に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。
- (2) 財形年金貯蓄 財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下「財形年金貯蓄契約」という。)に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。

- (3) 勤労者財産形成貯蓄引継契約 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項に規定する勤労者財産形成貯蓄引継契約をいう。
- (4) 特別財産形成非課税貯蓄申込書 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「租税法」という。)第4条の3第1項の規定による書類をいう。
- (5) 特別財産形成非課税貯蓄申告書 租税法第4条の3第4項の規定による書類をいう。
- (6) 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「租税法施行令」という。)第2条の30第1項の規定による書類をいう。
- (7) 要件違反 租税法施行令第2条の25第1項の規定による事実をいう。

(運営方針)

第3 財形年金貯蓄契約に関する事務(以下「財形年金貯蓄関係事務」という。)の取扱いに当たっては、職員の利益又は便宜を図るとともに、事務処理の簡素化に努めなければならない。

(事務の総括)

第4 財形年金貯蓄関係事務の総括は、庶務課長が行う。

2 庶務課長は、財形年金貯蓄関係事務を円滑に行うため、金融機関等と必要な取決めをする。

(財形年金貯蓄の申込み)

第5 財形年金貯蓄を希望する職員は、金融機関等の所定の財形年金貯蓄契約に関する申込書(以下「財形年金貯蓄申込書」という。)、特別財産形成非課税貯蓄申込書及び特別財産形成非課税貯蓄申告書を作成のうえ、別紙様式1による財産形成年金貯蓄天引預入(払込)依頼書を添付して、第7の申込時期に庶務課職員係に提出するものとする。

2 庶務課職員係は、前項の規定による財形年金貯蓄の申込みがあった場合には、当該申込みの内容を点検し、財形年金貯蓄契約の要件(第8に規定する基準を含む。)を満たしているものについて、これを受理するものとする。

3 庶務課職員係は、前項の規定により財形年金貯蓄の申込みを受理したときは財形年金貯蓄申込書等を

金融機関等に送付するものとする。

(財形貯蓄から財形年金貯蓄への切替え)

第6 第5の場合において、現に財形貯蓄を行っている職員が財形年金貯蓄に切り替えて貯蓄を継続しようとするものであるときは、昭和59年9月30日までの間に勤労者財産形成貯蓄引継契約を締結することにより財形年金貯蓄へ切り替えることができる。

(財形年金貯蓄の申込時期)

第7 学長は、第5第1項の規定による財形年金貯蓄の申込時期を原則として年2回定めるものとし、当該申込時期に応じた積立て等の開始日を定めるものとする。

(財形年金貯蓄の申込みに係る基準)

第8 職員が財形年金貯蓄を申し込む場合においては、財形年金貯蓄契約に係る申込みの要件のほかに次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 契約金融機関等 職員が新たに財形年金貯蓄契約を締結することができる金融機関等は学長が指定する金融機関等(以下「財形年金貯蓄取扱機関」という。)とする。

(2) 積立額(預入等の1回当たりの金額)等 1回当たりの積立額は1,000円の整数倍とし、俸給支給日又は期末勤勉手当支給日ごとにそれぞれ同額とし、次に掲げる日のいずれか一つを選んで継続的に預入等を行うものとする。

ア 俸給支給日

イ 期末勤勉手当支給日(3月期末手当支給日を除く。以下同じ。)

ウ 俸給支給日及び期末勤勉手当支給日

(財形年金貯蓄取扱機関及び共通貯蓄取扱機関)

第9 第8第1号の規定による財形年金貯蓄取扱機関は、文部省における財形年金貯蓄を取り扱う金融機関等(以下「共通貯蓄取扱機関」という。)のうちから選定するものとする。ただし、これにより難しい場合には、共通貯蓄取扱機関以外の金融機関から選定することができる。

2 学長は、他の機関から異動してきた職員が共通貯蓄取扱機関と財形年金貯蓄契約を締結している者である場合には、当該職員について財形年金貯蓄契約の継続ができるように措置しなければならない。

(幹事金融機関等の選定及び協力)

第10 学長は、財形年金貯蓄に関する事務を円滑に行うため、原則として業態ごとに各金融機関等と庶務課及び会計課との連絡調整を行う金融機関等(以下「幹事金融機関等」という。)を各1社選定する。

2 幹事金融機関等は、次に掲げる事務に関し協力するものとする。

(1) 財形年金貯蓄申込書並びに特別財産形成非課税

貯蓄申込書及び特別財産形成非課税貯蓄申告書を職員が財形年金貯蓄契約を希望する金融機関等へ送付すること。

(2) 職員が財形年金貯蓄契約を締結した財形年金貯蓄取扱機関が作成した契約者(財形年金貯蓄を行っている職員をいう。以下同じ。)ごとに交付する財形年金貯蓄契約の証を庶務課職員係へ送付すること。

(3) 財形年金貯蓄に係る給与からの控除預入等を行うための明細書(以下「控除額明細書」という。)について、庶務課職員係と財形年金貯蓄取扱機関との相互間における送付の取次ぎを行うこと。

(4) 会計課出納係から預入等の総額を受け取り、速やかに財形年金貯蓄取扱機関へ振り込むこと。

(5) 財形年金貯蓄取扱機関が作成する預貯金等の残高報告書を取りまとめて、庶務課職員係へ提出すること。

(6) 第16ただし書に基づき職員用の残高報告書を配布すること。

(7) その他必要な書類の送付、連絡事項等の伝達を行うこと。

(預貯金等の預入)

第11 庶務課職員係は、控除額明細書を財形年金貯蓄取扱機関の協力を得て作成し、預入等を行う日の10日前までに会計課出納係へ送付するものとする。

2 庶務課職員係は、前項の控除額明細書を送付後に変更が生じた場合は別に定めるところにより控除額明細書を変更するものとする。

3 庶務課職員係は、控除額明細書を預入等を行う日の5営業日前までに幹事金融機関等を経て財形年金貯蓄取扱機関へ送付するものとする。

4 会計課出納係は、控除額明細書に基づいて財形年金貯蓄契約を締結している職員の給与から預入等の相額を控除し、これを幹事金融機関等に支払い、幹事金融機関等は財形年金貯蓄取扱機関へ払い込むものとする。

(非課税関係事務)

第12 第5に定めるところにより特別財産形成非課税貯蓄申告書が提出され非課税の適用を受けることとなる場合は、財産形成貯蓄非課税申告書の額と合せ、500万円以内であることを庶務課職員係は確認しなければならない。

(財形年金貯蓄記録簿)

第13 庶務課職員係は、財形年金貯蓄の状況を把握するため、契約者別に財形年金貯蓄記録簿(別紙様式2)を作成し、管理するものとする。

(財形年金貯蓄の契約内容の変更)

第14 財形年金貯蓄に係る積立額、積立期間又は積立

日（預入等の日）その他重要な約定事項の変更は、原則として年2回行うものとし、その時期は学長が定めるものとする。

2 庶務課職員係は、前項の規定により学長が定めた時期以外の日に契約者から財形年金貯蓄契約を変更しようとする申出があつた場合において、当該変更の目的が要件違反等となる事実が生じることを避けるためであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、これを受け付けるものとする。

3 庶務課職員係は、財形年金貯蓄契約の内容の変更の申出を受理した場合には、財形年金貯蓄記録簿に所要の事項を記載するものとする。

4 第5、第7及び第8の規定は、財形年金貯蓄契約の内容の変更の場合に準用する。
(財形年金貯蓄の解約)

第15 契約者が在職中に財形年金貯蓄を解約（残高の全部又は一部を払い出す場合を含む。）しようとするときは、財形年金貯蓄取扱機関の所定の財形年金貯蓄の解約に関する申込書（以下「解約申込書」という。）を作成し、庶務課職員係に申し出るものとする。

2 庶務課職員係は、前項の規定による解約申込書を受理したときは、財形年金貯蓄記録簿に所要の事項を記載し、速やかに財形年金貯蓄取扱機関に送付するとともに会計課出納係にその旨を通知するものとする。

(預貯金等の残高報告)

第16 庶務課職員係は、毎年2回特定の時期に、預貯金等の現在高に関し、財形年金貯蓄取扱機関等から職員別の預貯金等の残高報告書（職員用及び各機関用一覧表等）を提出させ、職員用の残高報告書を当該職員に配布するものとする。ただし、職員用の残高報告書の配布は、財形年金貯蓄取扱機関の協力を得て、財形年金貯蓄取扱機関から職員に対し直接行うことができるものとする。

(人事異動の場合の取扱い)

第17 庶務課職員係は、共通貯蓄取扱機関に係る契約者が他の機関に異動した場合には、当該契約者の財形年金貯蓄に関する書類を異動先の機関に速やかに送付するものとする。

2 庶務課職員係は、契約者が他の官署に異動した場合（前項に規定する場合を除く。）であつて、当該契約者に係る財形年金貯蓄契約の継続が可能であるときは、当該契約者の財形年金貯蓄に関する書類を異動先の官署に速やかに送付するものとする。

3 庶務課職員係は、前2項の規定により財形年金貯蓄に関する書類を送付した場合には、当該書類の写しを保管しておくものとする。

4 庶務課職員係は、他の官署から異動してきた職員について財形年金貯蓄契約の継続を措置することができる場合には、異動前の官署から当該職員の財形年金貯蓄に関する書類の送付を受けるものとする。

5 庶務課職員係は、契約者について異動があつたときは、その旨を財形年金貯蓄取扱機関に通知するものとする。

(積立期間の満了の通知等及び財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書の提出)

第18 庶務課職員係は、財形年金貯蓄取扱機関から契約者についての積立期間の満了の通知書を受領したときは、これに基づき財形年金貯蓄記録簿に所要の事項を記載し、当該通知書を速やかに契約者に交付するものとする。この場合において、契約者は当該積立期間の満了の日より2ヶ月以内に財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を庶務課職員係を経由して、財形年金貯蓄取扱機関に提出するものとする。

(書類の保存)

第19 庶務課職員係は、積立期間満了の日の属する年の翌年から5年間、財形年金貯蓄記録簿その他財形年金貯蓄に関する書類を保存するものとする。

(その他)

第20 この要領に定めるもののほか財形年金貯蓄関係事務に関し、必要な事項は、事務局長が定めるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、昭和59年2月1日から施行する。

別紙様式1

財産形成年金貯蓄天引預入（払入）依頼書

昭和 年 月 日

資金前渡官吏 殿

所属部局

氏 名

Ⓢ

私は、財産形成年金貯蓄をしたいので、下記により給与から天引して預入（払入）くださいますようご依頼いたします。

記

1. 天引預入（払入）期間
昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日まで

2. 預入（払込）時期及び金額
俸給支給定日 円
月期期末勤勉手当支給日 円

3. 金融機関等名称

4. 預貯金等の種類

5. 特別財産形成非課税貯蓄申告書記載の最高限度額 円

別紙様式2

財産形成年金貯蓄記録簿

所属部局 コード番号		契約機関の 名 称	
フリガナ 氏 名 コード番号		預貯金等の 種 類	
生年月日	昭和 年 月 日生	特約事項	
住 所	〒□□□-□□		
積立期間の 末 日		年金支払 期 間	
年金支払 開 始 日		年金支払 時 期	

事 項 (契約・変更・解約)	年 月 日	1回当りの預入額		預入期間	非 課 税 限 度 額	備 考
		俸 給	期末勤勉 手 当			
		千円	千円		千円	

(注) 財形年金貯蓄残高については、別途整理すること。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採用)			
59. 1. 1		中村 裕子	文部教官(助手文教育学部)に採用する
(昇任)			
59. 1. 1	文部教官(助教授文教育学部)	興水はる海	教授(文教育学部)に昇任させる
(配置換)			
59. 2. 1	文部教官(教授理学部)	丸山 有成	岡崎国立共同研究機構教授分子科学研究所分子集団研究系に配置換する

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(併任)			
59. 1. 1	文部教官(教授家政学部)	中島 利誠	学生部長に併任する併任の期間は昭和60年12月31日までとする
〃	〃	石川 欣造	評議員に併任する併任の期間は昭和60年9月30日までとする
59. 2. 1	文部教官(岡崎国立共同研究機構教授分子科学研究所分子集団研究系)	丸山 有成	教授(理学部)に併任する併任の期間は昭和59年3月31日までとする
(併任解除)			
59. 1. 1	文部教官(教授家政学部)	中島 利誠	評議員の併任を解除する

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
59. 2. 1	文部教官 (教授理学部)	丸山 有成	岡崎国立共同研究機構教授分子科学研究所分子集団研究系の併任を解除する
(休職)			
59. 1. 26	文部教官 (附属中学校教諭)	清田 淳子	育児休業を許可する 育児休業の期間は昭和59年1月26日から昭和59年12月13日までとする
(臨時的任用)			
59. 1. 13	文部教官 (附属中学校教諭)	服部 祐子	臨時的任用を更新する 任期は昭和59年1月25日までとする
59. 1. 26		服部 祐子	文部教官(附属中学校教諭)に臨時的に任用する 任期は昭和59年12月13日までとする

◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
59. 1. 1	教授	佐藤 保	入学試験委員会委員を命ずる 任期は昭和59年1月16日までとする
〃	助教授	富田 守	教務委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	教授	中島 利誠	教務委員会委員を免ずる
〃	助教授	板倉 寿郎	施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	教授	中島 利誠	施設計画委員会委員を免ずる
〃	〃	小林 彰夫	予算委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	中島 利誠	予算委員会委員を免ずる
〃	〃	石川 欣造	被服学科主任を命ずる
〃	〃	中島 利誠	被服学科主任を免ずる
59. 1. 20	〃	熊谷 直男	公開講座委員会委員を命ずる 任期は昭和61年1月19日までとする
〃	〃	中川 信	〃
〃	〃	徳丸 吉彦	〃
〃	助教授	小山 敏子	〃
〃	〃	池田 宏信	〃
〃	講師	藤枝 修子	〃
〃	教授	本田 和子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
〃	助教授	原 ひろ子	公開講座委員を命ずる 任期は昭和61年1月19日までとする。
〃	〃	富永 典子	〃

◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59. 1. 1		津田 一郎	講師(理学部)に採用する 任期は昭和59年1月31日までとする
59. 2. 1		山本加代子	講師(附属小学校)に採用する 任期は昭和59年3月17日までとする
59. 2. 16		北村 昭典	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする

(併任)

59. 1. 1	文部教官 (筑波大学助教授)	片岡 暁夫	講師(文教育学部に併任する) 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官 (東京大学教授)	森垣 和夫	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官 (東京大学助教授)	庄野 邦彦	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年1月31日までとする
〃	文部教官 (東京大学助手)	多胡 義孝	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和59年2月29日までとする
59. 2. 1	文部教官 (東京大学助教授)	三浦 登	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	総理府技官 (放射線医学総合研究所)	佐渡 敏彦	〃

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59. 1. 1		羽田 薫	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		木全 令子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		中野 洋恵	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
59. 1. 16		村松 邦子	〃
59. 2. 1		栗原 葉子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容	発令年月日	現官職	氏名	異動内容
59. 2. 1		小林 ミチ	臨時用務員(文教 教育学部)に採用す る 任期は昭和59年3 月31日までとする	(辞職)			
〃		菊池美千世	事務補佐員(文教 教育学部)に採用す る 任期は昭和59年3 月31日までとする	58. 12. 31	事務補佐員 (附属図書館)	岩崎 裕子	辞職を承認する
				59. 1. 31	教務補佐員 (文教教育学部)	小寺 和代	〃
				〃	教務補佐員 (家政学部)	村松 邦子	〃

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
附属小学校 教諭	阿久澤 栄太郎	マレーシア	マレーシアにおける植物調 査	58. 12. 28～ 59. 1. 4	研修
家政学部 教授	小林 彰夫	スリランカ	紅茶香気成分研究のための 試料収集と製造工程の見学	58. 12. 30～ 59. 1. 8	〃

○健康診断

事項	実施期日	対象者	受診者数	実施場所
昭和58年度 胃の精密検査	昭和59年1月9日 ～昭和59年1月31 日の間日曜・祝日 を除く毎日	1次検診の結果要精密と 判定された者及び前年度 2次検診(精密検査)の 結果要経過観察のため次 回直接2次検診と判定さ れた者	15人	東京都港区西麻布 1-8-9 医療 法人和光会東京中 央放射線診療所

○レクリエーション行事

行事名	実施期日	参加者数	入賞者(チーム)等	実施場所
昭和58年度レクリエ ーション演芸観賞	昭和59年1月21日～ 昭和59年1月30日	30人	内容 落語、漫才、曲芸等	上野鈴本演芸場
昭和58年度教職員卓 球大会	昭和59年2月18日 (土) 13時～16時	17	1位 文教教育学部、理学部、家政学 部、生活環境研究センター 2位 会計課、附属図書館、女性文 化資料館 3位 庶務課、施設課、学生部、人 間文化研究科、保健管理セン ター	大学体育館

○訃報

石原秀夫 元事務局長

元事務局長石原秀夫氏には心不全のため昭和59年1月27日逝去されました。享年67才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により正四位に叙せられ勲三等瑞宝章が授与されました。

○新任者住所

○職員の住所変更

〇職員の住居表示変更

日 誌 (抄)

- 1月4日(水) 御用始め、賀詞交歓会
 9日(月) 冬期休業終
 11日(水) 教務委員会、附属学校長選考委員会、将来構想検討委員会
 14日(土) 昭和59年度大学入学者選抜共通第1次学力試験(14日・15日)
 17日(火) 部局長会議
 18日(水) 各研究科委員会、各学部教授会、就職指導懇談会(対象学部3年、大学院1年生)
 20日(金) 附属学校委員会
 23日(月) 学生委員会、学寮委員会、学寮協議会、生活環境研究センター運営委員会
 24日(火) 部局長会議
 25日(水) 評議会
 26日(木) 一般教育委員会
 27日(金) 事務連絡会議
 30日(月) 公開講座委員会
 2月1日(水) 大学院人文科学研究科(修士課程)・学士編入学入試、大学院理学研究科(修士課程)第2次入試(1日・2日)、大学院家政学研究科(修士課程)第2次入試・編入学入試
 3日(金) 大学院人間文化研究科(博士課程)第1次試験
 7日(火) 部局長会議、大学院人間文化研究科会議、給与簿監査(人事院関東事務局)
 8日(水) 各研究科委員会、各学部教授会、昭和58年度第3回東京地区国立大学栄養士連絡協議会(於東京学芸大学)
 9日(木) 学部入学願書受付(9日～15日)、昭和58年度国立大学学生部長会議(於如水会館)、大学院理学研究科(修士課程)第2次試験合格者発表
 10日(金) 大学院人文科学研究科(修士課程)・学士編入学合格者発表
 13日(月) 大学院人間文化研究科会議、公開講座委員会、臨時事務連絡会議
 14日(火) 後学期末試験(14日～20日)

- 2月16日(木) 臨時事務連絡会議
 17日(木) 入試委員会、入学者選抜方法研究委員会
 20日(月) 学生委員会、学生連絡会議、学寮委員会、昭和58年度共済組合同年次監査(20日・21日:関東財務局)
 21日(火) 教育実習専門委員会、外国人留学生「七宝焼」講習、就職について4年生の話を聞く会(一般企業)
 22日(水) 附属学校委員会、就職について4年生の話を聞く会(公務員)
 23日(木) 一般教育委員会、就職について4年生の話を聞く会(教員)、外国人留学生スキー講習(23日～26日:於志賀高原体育運動場)
 24日(金) 教育実習検討会、保健管理センター運営委員会
 27日(月) 部局長会議、生活環境研究センター運営委員会
 28日(火) 各研究科委員会、各学部教授会
 29日(水) 評議会、将来構想検討委員会